

他自治体の条例等

1	2 3 区における自治基本条例の制定経過について 1 頁
2	ニセコ町まちづくり条例 3 頁
3	豊島区自治の推進に関する基本条例12 頁
4	三鷹市自治基本条例21 頁
5	浦安市市民参加推進条例29 頁
6	旭川市市民参加推進条例33 頁
7	横須賀市市民パブリック・コメント手続条例39 頁
8	津島市市民協働宣言 (イラストデータのため掲載できません)43 頁
9	北海道行政基本条例45 頁

23 区における自治基本条例の制定経過について

現在、把握している区の制定経過です。

豊島区

名 称：豊島区自治の推進に関する基本条例

施行年月日：平成 18 年 4 月 1 日

制 定 経 過：平成 16 年 5 月 準備会発足（区民が主体的に検討する場）

平成 16 年 7 月 区民会議と区とのパートナーシップ協定締結

平成 17 年 3 月 最終報告書を区長に提出

平成 17 年 6 月 区長の諮問機関として検討委員会設置

平成 17 年 10 月 素案公表・パブリックコメント実施

平成 18 年 1 月 検討委員会答申

平成 18 年 2 月 条例案策定

文京区

名 称：「文（ふみ）の京（みやこ）」自治基本条例

施行年月日：平成 17 年 4 月 1 日

制 定 経 過：平成 13 年 11 月 文京区区民憲章（自治基本条例）研究会を設置

平成 15 年 1 月 研究会報告書が区長に提出

平成 15 年 6 月 「文の京」の区民憲章を考える区民会議設置

平成 16 年 2 月 区民会議の提案（中間のまとめ）を策定し、公表。

平成 16 年 3 月 パブリックコメント

平成 16 年 8 月 「文の京」の区民憲章に関する最終報告

最終報告を基に、「文の京」自治基本条例（案）を策定し、区議会に提案した

中野区

名 称：中野区自治基本条例

施行年月日：平成 17 年 4 月 1 日

制 定 経 過：平成 16 年 5 月 （仮称）中野区自治基本条例に関する審議会設置

平成 16 年 11 月 「中野区の自治の発展の方向と『(仮称)中野区自治基本条例』に盛り込むべき内容について」を区長に答申する。

平成 17 年 1 月 パブリックコメント

杉並区

名 称：杉並区自治基本条例

施行年月日：平成 15 年 5 月 1 日

制 定 経 過：平成 13 年度 基本計画の最重要課題に位置づけ

平成 13 年 8 月 30 日 自治基本条例に関する区民懇談会設置

平成 14 年 8 月 30 日 最終報告書提出

新宿区（制定中）

平成 19 年 11 月 検討連絡会議（行政、議会）

平成 20 年 7 月 区民検討組織（32 名）

平成 20 年度末 検討連絡会議（行政、議会、区民）

平成 21 年 7 月 最終報告案作成（予定）

平成 22 年 3 月 条例制定（予定）

ニセコ町まちづくり基本条例

目次

前文

第1章 目的(第1条)

第2章 まちづくりの基本原則(第2条 第5条)

第3章 情報共有の推進(第6条 第9条)

第4章 まちづくりへの参加の推進(第10条 第13条)

第5章 コミュニティ(第14条 第16条)

第6章 議会の役割と責務(第17条 第24条)

第7章 町の役割と責務(第25条 第35条)

第8章 まちづくりの協働過程(第36条 第39条)

第9章 財政(第40条 第45条)

第10章 評価(第46条・第47条)

第11章 町民投票制度(第48条・第49条)

第12章 連携(第50条 第53条)

第13章 条例制定等の手続(第54条)

第14章 まちづくり基本条例の位置付け等(第55条・第56条)

第15章 この条例の検討及び見直し(第57条)

附則

ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよるこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

第2章 まちづくりの基本原則

(情報共有の原則)

第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

(情報への権利)

第 3 条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

(説明責任)

第 4 条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。

(参加原則)

第 5 条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。

第 3 章 情報共有の推進

(意思決定の明確化)

第 6 条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

(情報共有のための制度)

第 7 条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

- (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
- (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

(情報の収集及び管理)

第 8 条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるように統一された基準により整理し、保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第 9 条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

第 10 条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。

4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

(まちづくりにおける町民の責務)

第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(まちづくりに参加する権利の拡充)

第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。

第5章 コミュニティ

(コミュニティ)

第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

(コミュニティにおける町民の役割)

第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。

(町とコミュニティのかかわり)

第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。

第6章 議会の役割と責務

(議会の役割)

第17条 議会は、町民の代表から構成される町的意思決定機関である。

2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。

(議会の責務)

第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。

- 2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。
- 3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

(議会の組織等)

第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。

(議会の会議)

第20条 議会の本会議は、討議を基本とする。

- 2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第21条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。

- 2 前項ただし書きにより非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。

(議会の会期外活動)

第22条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。

- 2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。

(政策会議の設置)

第23条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。

- 2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。

(議員の役割及び責務)

第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。

- 2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。

第7章 町の役割と責務

(町長の責務)

第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

(就任時の宣誓)

第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。

2 前項の規定は、助役、収入役及び教育長の就任について準用する。

(執行機関の責務)

第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

(政策法務の推進)

第28条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。

(危機管理体制の確立)

第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

(組織)

第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

(審議会等への参加)

第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

(意見・要望・苦情等への応答義務等)

第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。

2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。

3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。

(意見・要望・苦情等への対応のための機関)

第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。

(行政手続の法制化)

第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。

(法令の遵守)

第35条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対しては直ちに必要な措置を講ずるものとする。

第7章 まちづくりの協働過程

(計画過程等への参加)

第36条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。

2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。

- (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報
- (2) 代替案の内容
- (3) 他の自治体等との比較情報
- (4) 町民参加の状況
- (5) 仕事の根拠となる計画、法令
- (6) その他必要な情報

(計画の策定等における原則)

第37条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。

2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

- (1) 法令又は条例に規定する計画
- (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画

3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。

- (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容
- (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間

(計画策定の手続)

第38条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

- (1) 計画の概要
- (2) 計画策定の日程
- (3) 予定する町民参加の手法

(4) その他必要とされる事項

- 2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。
- 3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

(計画進行状況の公表)

第39条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。

第8章 財政

(総則)

第40条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

(予算編成)

- 第41条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。
- 2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

(予算執行)

第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。

(決算)

第43条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

(財産管理)

- 第44条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。
- 2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。
 - 3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。

(財政状況の公表)

第45条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政

に関する状況（以下「財政状況」という。）の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

第9章 評価

（評価の実施）

第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。

2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。

（評価方法の検討）

第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。

第10章 町民投票制度

（町民投票の実施）

第48条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。

（町民投票の条例化）

第49条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第11章 連携

（町外の人々との連携）

第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。

（近隣自治体との連携）

第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。

（広域連携）

第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。

（国際交流及び連携）

第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。

第12章 条例制定等の手続

(条例制定等の手続)

第54条 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。

- (1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
- (2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合
- (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合

2 提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

第13章 まちづくり基本条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第55条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(条例等の体系化)

第56条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

第14章 この条例の検討及び見直し

(この条例の検討及び見直し)

第57条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月16日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

豊島区自治の推進に関する基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 区民等（第7条 - 第9条）

第3章 コミュニティ（第10条 - 第13条）

第4章 区政への参加、協働

第1節 情報の共有等（第14条 - 第19条）

第2節 区民参加（第20条 - 第24条）

第3節 協働（第25条 - 第27条）

第5章 区議会

第1節 区議会の意義及び役割（第28条 - 第31条）

第2節 議員の責務（第32条・第33条）

第6章 区長

第1節 区長の意義及び役割（第34条 - 第37条）

第2節 区の職員（第38条・第39条）

第7章 区政運営

第1節 行政運営（第40条 - 第44条）

第2節 他機関等との連携（第45条 - 第47条）

附則

私たちの豊島区は、副都心池袋を中心とするにぎわいのあるまち、歴史や個性ある商店街とそれを取り巻く住宅街、大学などの教育文化施設が混在し、これまで様々な表情を持つ都市として、多様な人々や文化を受け容れながら発展してきました。

私たちを取り巻く社会が変化する中で、自治のあり方も変わりつつあります。文化、環境、福祉、教育、防犯・防災など、様々なまちづくりの課題に自主的に取り組む活動が広がり、地域の中で多様な区民が新たな役割を担い始めています。

今、この豊島区で共に暮らし、働き、学ぶ私たち区民は、自らが自治の主体であることを改めて確認します。

身近な地域の課題について、まずその地域に住む人々が主体的に取り組むことを起点とし、さらに地域社会に関わる多様な人々に協働の環を広げ、一人ひとりの個性と権利を尊重しながら、連携していく過程を大切にします。

また、私たちは、区議会及び区長に区政を信託するとともに、自らも積極的に区政に参加・協働することを通じ、真に区民の意思に基づく自治の実現を図ります。

そして私たちは、地域からの視点とともに、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、豊島区をさらに豊かなものとして、未来に引き継いでいくことをめざします。

ここに私たち区民は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨を踏まえ、区議会及び区長と自治の基本理念を共有し、豊島区の自治の最高規範としてこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、豊島区の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、区民、区議会及び区長についてのそれぞれの役割並びに区政運営に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 豊島区の区域内（以下「区内」という。）に住む人をいう。
- (2) 区民 前号に掲げるもの又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。
- (3) 事業者等 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。
- (4) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (5) 区 区議会及び区長等をいう。

(基本理念)

第3条 区民及び区は、次に掲げることを自治の基本理念とする。

- (1) 身近な地域の課題について、住民自らが主体的に取り組むことを自治の起点とし、多様な区民及び事業者等が協働してまちづくりを行うこと。
- (2) 区は、区民、事業者等及び関係機関と連携し、自らの判断と責任の下に、自主的かつ自立した区政運営の確立を図ること。

(基本原則)

第4条 区民及び区は、前条の基本理念を実現するため、次に掲げる原則を自治の基本原則とし、それぞれ次に定めることを内容とするものとする。

- (1) 情報共有の原則 区民及び区が、相互に情報を提供し、共有すること。
- (2) 参加の原則 区民の参加は、責任ある主体的な意思に基づくものであること。
- (3) 協働の原則 地域社会にかかわる多様な主体が、それぞれの役割分担及び対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、ともに活動すること。
- (4) 多様性尊重の原則 年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況等の違いに配慮するとともに、多様な区民の個性を尊重すること。

(最高規範性)

第5条 この条例は、豊島区の自治の最高規範であり、区民及び区は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

2 区は、この条例の理念に照らして、法令等を解釈又は運用し、他の条例等を制定又は改廃するとともに、この条例の理念を具体化するための条例等の体系化に積極的に取り組まなければならない。

3 区は、社会、経済等の環境の変化並びに区民及び区による自治実現の取組状況等に照らして、この条例の内容を検証し、区民の意見を反映した見直しを行うものとする。

(自治推進委員会の設置)

第6条 自治の円滑な推進を図るために、区長の附属機関として自治推進委員会を設置する。

2 自治推進委員会は、この条例の運用及び見直し、この条例の理念を発展させるための諸制度及び組織機構のあり方その他の自治の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じて審議を行い答申するとともに、自ら区長に対して提言することができる。

3 区長は、前項の答申及び提言を尊重し、豊島区の自治を推進する施策に反映させなければならない。

4 前3項に定めるほか、自治推進委員会に関する必要な事項は、別に条例で定める。

第2章 区民等

(区民の権利)

第7条 区民は、自治の主体として、次に掲げる権利を有する。

- (1) 地域のまちづくりを主体的に行う権利
- (2) 区政に参加する権利
- (3) 前2号の権利を行使するために必要な情報を知る権利
- (4) 行政サービスを受ける権利

2 区民は、まちづくり及び区政への参加又は不参加によって、いかなる差別も受けない。

(区民の責務)

第8条 区民は、権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、前条第1項各号の権利を行使するに当たっては、次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 地域のまちづくりにおいて、区民相互の自発的意思を尊重し合い、連携すること。
- (2) 区政に参加するうえで、自己の発言及び行動に責任を持つこと。
- (3) 区民相互のコミュニケーションを大切に、まちづくりに必要な情報を共有すること。
- (4) 子どもが安全かつ健全に成長できるよう配慮するとともに、豊かな地域社会を将来に引き継いでいくこと。
- (5) 行政サービスに係る負担を分任すること。

(事業者等の役割)

第9条 事業者等は、地域社会にかかわる多様な主体の一員として、区民と協働し、まちづくりに参加することができる。

2 事業者等は、地域環境に配慮するとともに、地域社会と協調し、その発展に寄与するよう努めなければならない。

第3章 コミュニティ

(コミュニティの意義)

第10条 コミュニティとは、地域における多様な人と人とのつながりをいう。

2 地域における活動及びそれを担う組織・集団はコミュニティを基盤として形成される。

(コミュニティを基盤とする活動の原則)

第 11 条 コミュニティを基盤とする活動の原則は、次に掲げることを内容とする。

- (1) 区民の自発的な意思に基づく参加及び区民相互の立場を尊重した連携を基本とすること。
- (2) 区民一人ひとりの生活を豊かにすることを目的とすること。
- (3) 子どもからおとなまで、世代を越えた交流及び学び合いを大切にすること。

(区の役割)

第 12 条 区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない。

- 2 区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行うとともに、この条例の理念にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。

(まちづくりに関する提案等)

第 13 条 区民は、地域の共通課題について共に考え、合意形成を図るための自主的な協議に自発的な意思に基づき参加することができる。

- 2 区民は、前項の協議を通じ、まちづくりに関する区民の考えを区長に提案することができる。
- 3 区長は、前項の提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、区政に反映させるよう努めなければならない。

第 4 章 区政への参加、協働

第 1 節 情報の共有等

(区政情報を知る権利)

第 14 条 区民は、区政への参加に必要な情報の公開を区に請求し、区から説明を受けることができる。

(区政情報の公開及び提供)

第 15 条 区は、前条に定める区民の権利を保障し、区民の区政への積極的な参加を推進するために別に条例の定めるところにより、区政情報を区民に公開しなければならない。

- 2 区は、多様な媒体を積極的に活用し、区政情報を区民に分かりやすく提供しなければならない。

(説明責任)

第 16 条 区長等は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について、区民に分かりやすく説明しなければならない。

(応答責任)

第 17 条 区長等は、区民から区政に関する要望、意見、苦情等の申立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに答えなければならない。

(審議会等の公開)

第 18 条 区長等が設置する審議会等の会議は、公開する。ただし、法令、条例等の規定により非公開とされる会議又は議事内容に別に条例で定めるところの非公開情報が含まれ、公開することが適当でない認められる場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 19 条 区は、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、別に条例の定めるところにより、区が保有する個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。
2 区は、個人情報の開示等を求める権利を保障する。

第 2 節 区民参加

(区政への区民参加)

第 20 条 区民は、区における課題の把握並びに計画等の策定、実施及び評価の各段階において区政に参加することができる。

(区民参加の保障)

第 21 条 区長等は、区民が区政に参加できるように多様な参加の機会を保障しなければならない。
2 区長等は、区の基本的な計画又は重要な政策等を策定する場合に、事案に応じて必要な区民参加の手続を講じなければならない。

(審議会等の委員の公募)

第 22 条 区長等は、法令、条例等により審議会等を設置する場合は、委員の一部又は全部を区民から公募しなければならない。ただし、審議会等の議事内容に別に条例で定めるところの非公開情報が含まれる場合その他委員を区民から公募することが適当でない認められる場合は、この限りでない。

(パブリックコメント)

第 23 条 区長等は、区の基本的な計画又は重要な政策等を決定する場合に、事前に区長等の案を公表し、区民の意見を聴くとともに、提出された区民の意見に対する区長等の考え方を公表しなければならない。

(住民投票)

第 24 条 区は、区政に重大な影響を有する事項について、住民投票制度を設けることができる。
2 区は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
3 住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定める。

第 3 節 協働

(協働の推進)

第 25 条 区長等は、地域社会にかかわる多様な主体が協働の意義及び目的を共有し、共に活動できるよう支援するとともに、協働を推進するための総合的な施策を整備しなければならない。

(協働事業)

第 26 条 区長等は、公益的な目的を共有する活動団体、教育機関その他の事業者等との協働事業を推進するために、支援その他の必要な施策を講じることに努めるものとする。

2 区長等は、協働事業が円滑に遂行されるように、相互の責任及び役割分担等についてあらかじめ明らかにしなければならない。この場合において、区長等は、協働事業に関する協定を締結することができる。

(地域における協議会)

第 27 条 区長は、区民との協働によるまちづくりを推進するために、一定の地域区分を定め、それぞれの地域に協議会を設置することができる。

2 区長は、前項に定める協議会を設置する場合は、多様な区民が参加できるように配慮するとともに、その運営については、できるかぎり区民の自主性に委ねるものとする。

第 5 章 区議会

第 1 節 区議会の意義及び役割

(区議会の設置)

第 28 条 区民は、法律の定めるところにより、直接選挙で選出された議員で構成される区議会を置く。

(区民の信託と区議会の権限)

第 29 条 区議会は、区民の信託に基づく議事機関として、区民の意思を区政に反映させるため、条例の制定又は改廃、予算及び決算の認定等の事件について議決する権限を有する。

(区議会の役割)

第 30 条 区議会は、自立的な意思決定機能の向上を図るとともに、区民自治の発展を支える役割を果たさなければならない。

2 区議会は、区民の意思の把握に努め、これを区政に反映させるため、政策の提案及び立法を行わなければならない。

3 区議会は、区長等が執行する事務・事業に関する検査、調査、意見聴取等の権限を活用し、適正に事務・事業が執行されているかを監視しなければならない。

(議会運営)

第 31 条 区議会は、区民の意思を代表する議事機関としての役割を果たすため、十分な審議を尽くすとともに、円滑な議会運営に努めなければならない。

2 区議会は、区民との政策情報の共有を図り、議会活動について区民に分かりやすく説明するとともに、議会への区民参加を推進し、開かれた議会運営に努めなければならない。

第2節 議員の責務

(行動の指針)

第32条 区議会議員は、多様な区民の意見・要望を集約し、総合的な視点に立って区政に反映させることを行動の指針としなければならない。

(議論の活発化及び能力の向上)

第33条 区議会議員は、社会経済情勢、政策情報等に関する認識を深めるため研さんするとともに、議員間の議論を活発にし、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

第6章 区長

第1節 区長の意義及び役割

(区長の設置)

第34条 区民は、法律の定めるところにより、直接選挙で選出された区長を置く。

(区民の信託と区長の権限)

第35条 区長は、区民の信託を受け、区を統轄し、これを代表する。

2 区長は、区政の執行機関として、区議会への議案の提出、予算の調製、特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、これを執行する権限を有する。

(区長の役割)

第36条 区長は、自立した区政の確立を図るとともに、区民自治の発展を支えるために区民自らが学習するための機会及び場所の提供等の支援に努めなければならない。

2 区長は、区民の意思を反映した行政サービスを効率的かつ効果的に提供し、区民福祉の向上を図らなければならない。

3 区長は、毎年度、行政運営の基本方針を定め、これを区民及び区議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。

(組織及び職員の管理)

第37条 区長は、区民に分かりやすく効率的であるとともに、区民の多様な行政需要及び行政課題の変化に迅速に対応できる行政組織の整備に努め、組織横断的で総合的な視点から行政運営を行わなければならない。

2 区長は、この条例の理念にのっとり、区民と協働したまちづくり及び区民福祉の向上を図るため、職員の育成及び適切な登用に努めなければならない。

第2節 区の職員

(区の職員の責務)

第38条 区の職員は、自らも区民の一員であることを自覚し、区民との協働の視点に立ち、区民の信頼の獲得及び満足度の向上に努めなければならない。

2 区の職員は、自らの職務が区民の信託に由来することを自覚し、誠実かつ公正に、及び

創意をもって能率的に職務を執行するとともに、この条例の理念を職務執行の指針として、自治の実現に努めなければならない。

(公益通報等)

- 第 39 条 区の職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生のおそれがあると思料する場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態の是正に努めるとともに、行政運営を常に適法かつ公正なものにするよう努めなければならない。
- 2 前項に定める是正行為に係る公益通報の取扱いに関して必要な事項は、別に条例で定める。

第 7 章 区政運営

第 1 節 行政運営

(基本構想及び計画行政)

- 第 40 条 区長は、この条例の理念にのっとり、地域の将来展望を示す基本構想及びこれを具体化するための基本計画等を策定し、総合的・計画的な行政運営を行わなければならない。
- 2 区長は、社会経済状況を踏まえ、重点的に展開すべき施策等を明らかにするとともに、計画から予算、執行及び決算を経て評価に至る行政運営の仕組みを構築しなければならない。
- 3 区長は、政策の立案に当たって地域の課題等を区民と共有するとともに、区民との協働による政策の立案及び実施に努めなければならない。

(行政手続)

- 第 41 条 区長等は、行政手続に関して共通する事項を別に条例で定め、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図り、区民の権利・利益の保護に努めなければならない。

(行政評価)

- 第 42 条 区長等は、基本計画等に基づく政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(財政・財務)

- 第 43 条 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、区民負担の適正化を図らなければならない。
- 2 区長は、予算及び決算結果について、区民に分かりやすく説明するとともに、区の財政状況及び財務諸表を公表し、区長の財政方針を明らかにしなければならない。
- 3 区長は、区が保有する財産を適正に管理し、その効率的な活用を図らなければならない。

(危機管理)

- 第 44 条 区長等は、区民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態等に的確に対応するための体制を整備し、区民生活の安全性の確保に

努めなければならない。

- 2 区長等は、大規模災害等を想定した危機管理体制を整備し、大規模災害等の発生時には、区民、関係機関、広域的な相互協力機関等と連携し、区民生活の支援に努めなければならない。
- 3 区民は、大規模災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。

第2節 他機関等との連携

(国及び都との関係)

第45条 区は、区民に最も身近な自治体として、国及び東京都との役割分担の明確化及び財源配分の適正化を図り、対等な政府間関係の確立を目指すものとする。

(他の自治体等との連携)

第46条 区は、他の自治体、国及び関係機関と連携し、地方自治を確立するための法制度の構築に取り組み、自治の拡充を図るものとする。

- 2 区は、他の自治体、国及び関係機関と連携し、共通する行政課題の解決に取り組むことに努めるものとする。

(国際的な連携)

第47条 区は、在住外国人、国際交流又は国際貢献を目的とする活動団体、他国の自治体等と連携し、平和、人権、社会、経済、文化、教育、環境等の諸課題について、地域からの視点と全地球的な視野で解決に取り組むものとする。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

三鷹市自治基本条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 17 号
改正 平成 19 年 3 月 12 日条例第 3 号

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 3 条）
- 第 2 章 市民及び市民自治（第 4 条 第 6 条）
- 第 3 章 市議会（第 7 条・第 8 条）
- 第 4 章 執行機関（第 9 条 第 11 条）
- 第 5 章 市政運営（第 12 条 第 28 条）
- 第 6 章 参加及び協働（第 29 条 第 35 条）
- 第 7 章 政府間関係（第 36 条 第 38 条）

附則

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む

団体をいう。

(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

(条例の最高規範性等)

第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。

2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。

第2章 市民及び市民自治

(地域における市民の権利、責務等)

第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。

2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。

3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

(市政における市民の権利、責務等)

第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。

2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。

3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

(事業者等の権利、責務等)

第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

第3章 市議会

(市議会の役割、責務等)

第7条 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、市民の直接選挙

により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

- 2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。
- 3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。

(市議会の立法活動、調査活動等)

第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。

第4章 執行機関

(市長の責務)

第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

- 2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

(執行機関の連携及び協力)

第10条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

(補佐職の設置等)

第11条 市長は、副市長等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。

一部改正〔平成19年条例3号〕

第5章 市政運営

(市の率先行動の基本原則)

第12条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するため、市の役割と責任を明確にし、率先して行動するよう努めるものとする。

(基本構想及び基本計画の位置付け等)

第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。

- 2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。

(情報公開等)

第14条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提供を行わなければならない。

(個人情報保護)

第15条 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示と適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

(パブリックコメント)

第16条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。

(説明責任)

第17条 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望、苦情等への対応)

第18条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。

2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。

3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。

(オンブズマン)

第19条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン(以下「オンブズマン」という。)を設置する。

2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができる。

3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。

(職員及び組織)

第20条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。

3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。

(適法・公正な市政運営)

第21条 市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。

(政策法務)

第22条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。

2 市は、この条例並びに第13条第1項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。

(行政サービス提供の基本原則)

第23条 市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。

(自治体経営)

第24条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。

2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。

3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。

(行政評価)

第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

(監査)

第 26 条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。

(出資団体等)

第 27 条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。

2 市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。

3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べるすることができる。

(危機管理)

第 28 条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

第 6 章 参加及び協働

(計画の策定過程等)

第 29 条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画（以下「計画等」という。）の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。

2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。

(市民会議等の設置及び運営)

第 30 条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等（以下「市民会議等」という。）を設置することができる。

2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。

3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(コミュニティ活動)

第 31 条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティ・センター及び地区公会堂（以下「コミュニティ施設」という。）の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。

2 コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由及び責任を基調とした管理運営が行われなければならない。

(協働のまちづくり)

第 32 条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。

2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

(学校と地域との連携協力)

第 33 条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

(出資団体及び他の官公庁との連携等)

第 34 条 市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じ、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。

(住民投票)

第 35 条 市内に住所を有する年齢満 18 歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、第 1 項の請求を受理した日から 20 日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。

第7章 政府間関係

(国、東京都等との政府間関係)

第36条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等(以下「国等」という。)との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民及び事業者等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。

(他の自治体等との連携)

第37条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。

(海外の自治体等との連携及び国際交流の推進)

第38条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則(平成19年3月12日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

浦安市市民参加推進条例

(平成16年3月24日 制定)

私たちのまち浦安は、躍動感にあふれた個性と活力のある「まち」でありたい。

それは、市民が自主性や創造性を発揮し、個性ある文化をつくり出すことのできるまちであり、また、自然と質の高い様々な都市機能の調和を図り、それらの中で市民一人一人が生き生きとした豊かな暮らしを実現できるまちである。

漁業を中心に栄えた浦安は、人々の相互扶助の精神を基盤に成り立っていたが、海面の埋立てに伴い、まちが急激に変ぼうする中で、新旧の地域社会の人々が融和し合う「新しいふるさとづくり」を目指して発展してきた。

このような中、今日では市民の価値観の多様化などを背景として、身近な地域社会への市民の関心が高まっており、ボランティア活動やコミュニティ活動などを通じて、自らが浦安のまちづくりに積極的にかかわっていきこうという意識が広がってきている。

地方分権が進展する今、市民の持つ英知や豊かな社会経験を市政への参加を通じていかしていくことと、まちづくり活動とがあいまって、市と市民が共に市民参加を推進していくことにより、地域の特色をいかした個性豊かなまちづくりを進めていくことができる。

このような認識の下、市民が主役のまちづくりを市政の基本原則とする本市は、市民参加の基本となる理念やそれぞれの果たすべき責務を明らかにするとともに、市民参加についての諸制度を整備することにより、協働してまちづくりを進めることを目的として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民参加を推進するための基本的な事項を定めることにより、協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市民が市政に参加し、及びまちづくり活動を行うことをいう。
- (2) 協働 共通の目的を達成するために市と市民が、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚して対等な立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。
- (3) まちづくり活動 ボランティア活動、特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。）その他の公益的な活動であって、市民が組織するまちづくりの推進を目的とした活動をいう。
- (4) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。
- (6) 市民意見提出手続 実施機関が政策、施策又は事業（以下「政策等」という。）を行うに当たり、その目的、内容その他の事項を公表し、広く市民の意見を募集し、及び意見に対する市の見解を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行うための手続をいう。

- (7) ワークショップ 政策等について、市と市民が平等な立場で自由な議論を行うことにより、その課題を整理分析し、政策等の策定に当たっての提言又は設計案作り等を行う会合をいう。

(基本理念)

- 第3条 市民参加は、市と市民との協働の理念に基づき、市民の市政への参加を推進すること及びまちづくり活動を促進することを旨として行われなければならない。
- 2 市民参加は、市民の持つ英知及び豊かな社会経験並びに市民の行う創造的なまちづくり活動に支えられていることを自覚し、それらを尊重して進められなければならない。
- 3 市民参加は、市民の福祉の増進が図られるとともに、市政運営の効率性が確保されることを基本として進められなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、浦安市情報公開条例（平成13年条例第3号）の趣旨にのっとり、情報公開の総合的な推進に努めることにより、市の政策等の形成、実施及び評価の一連の過程における市民との情報の共有化を推進しなければならない。
- 2 市は、政策等の目的、内容及び効果を市民に分かりやすく説明する責務を有する。
- 3 市は、政策等の形成、実施及び評価の一連の過程において、市民が参加することができるよう、その機会の確保に努めなければならない。
- 4 市は、まちづくり活動を尊重するとともに、必要な支援を行わなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、政策等の形成、実施及び評価の一連の過程における参加の機会を活用することにより、市政に参加するよう努めるものとする。
- 2 市民は、市民参加の推進に当たっては、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、市との協働及び市民相互の協働に努めるものとする。
- 3 市民は、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むことを通じて、まちづくり活動を推進するよう努めるものとする。

(まちづくり活動団体の責務)

- 第6条 まちづくり活動を行う団体は、その活動を通じて市民参加の推進に寄与するよう努めるものとする。

(市民参加推進計画)

- 第7条 市長は、市民参加を総合的に推進するための計画（以下「市民参加推進計画」という。）を定めなければならない。
- 2 市長は、市民参加推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、浦安市市民参加推進会議（以下「市民参加推進会議」という。）の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、市民参加推進計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、市民参加推進計画の変更について準用する。

5 市長は、市民参加推進計画の実施状況を公表しなければならない。

(審議会等の委員の選任)

第 8 条 実施機関は、市民参加を推進するため、審議会等の委員を委嘱するに当たっては、法令等に基づく場合又は実施機関が特に必要があると認める場合を除き、次に掲げる事項その他規則で定める事項について、規則で定める基準を遵守するものとする。

- (1) 再任の程度
- (2) 他の審議会等との兼任状況
- (3) 男女の構成比率

2 実施機関は、審議会等の会議において広く市民の意見が反映されるよう、審議会等の委員の一部を公募の方法により選任するものとする。ただし、法令等に基づく場合又は実施機関が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(市政への参加の手續)

第 9 条 実施機関は、政策等の形成、実施及び評価の一連の過程において、意見交換会、ワークショップその他の市政への参加の手續のうち、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

2 実施機関は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃その他の行為で市長が規則で定めるものを行うときは、市民意見提出手續を行わなければならない。

3 市民意見提出手續の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(まちづくり活動の支援)

第 10 条 市は、まちづくり活動を促進するための環境整備に努めるものとする。

2 実施機関は、まちづくり活動を行う団体が使用できる活動拠点の提供に努めるものとする。

3 実施機関は、まちづくり活動を行う団体に対し、必要な情報の提供に努めるものとする。

(市民参加推進会議の設置)

第 11 条 市民参加を適正に推進するため、市民参加推進会議を置く。

(所掌事務)

第 12 条 市民参加推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第 7 条第 1 項の市民参加推進計画に関する事項
- (2) 市民参加の推進状況に関すること。
- (3) その他市民参加の推進に関し必要な事項

2 市民参加推進会議は、前項の規定により調査審議するほか、市民参加の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第13条 市民参加推進会議は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民 3人

(2) まちづくり活動を行う団体の代表者 3人

(3) 学識経験者 3人

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各号に定めるもののほか、市民参加推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

旭川市市民参加推進条例

平成14年7月4日旭川市条例第36号

改正 平成17年3月24日条例第7号 平成19年12月18日条例第44号

21世紀に入り、自治体がその本来の機能を発揮し得る地方分権の時代を迎え、これまで以上に、市民と市が相互の信頼関係を醸成し、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力し合いながらまちづくりを進めていくことが重要となってきました。

私たち旭川市民は、これまでもまちづくりに参加し、特色のあるまちを築いてきました。今後更に市との情報の共有化を図るとともに、相互の補完、協力関係を進展させることによって協働の精神を培い、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成し、それぞれが誇りを持って生活し、互いに喜びを分かち合えるような新しい旭川のまちを創造していかなければなりません。

私たち旭川市民は、自ら主体的に発言し、提案し、行動することが、まちづくりを推進するに当たっての強力な原動力になるものと自覚します。

ここに、市民と市との協働を基本に据えた市民参加の考え方を確認するとともに、将来に向かって更に市民参加を充実させ、一層推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的等)

第1条 この条例は、市民参加に関し基本的な事項を定めることにより、その一層の推進を図ることを目的とする。

2 市民参加に関しこの条例に規定する事項について、法令(他の条例を含む。以下同じ。)に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 行政活動(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条に規定するところにより事務を処理するために市が行う活動をいう。)に関し市民が自己の意思を反映させることを目的として意見を述べ、又は提案することをいう。
- (2) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう。
- (3) 市の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される本市の執行機関、水道事業管理者又は消防本部(消防署を含む。)をいう。
- (4) 意見提出手続 市の機関が、施策(事務及び事業を含む。以下同じ。)の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表した上で、これらに対する市民からの意見の提出を受け、当該意見及びこれに対する市の機関の考え方を公表することをいう。

(基本理念)

第3条 市民参加は、協働を基本として、推進されなければならない。

2 市民参加は、市民の持つ豊かな社会経験及び創造的な活動を尊重し、推進されなければならない。

3 市民参加は、市民の多様な価値観に基づく要望等に公正かつ的確に対応することを基本として、推進されなければならない。

4 市民参加は、市民にとって、その機会が平等に保障されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民参加を推進するために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市民参加の機会の確保に努めなければならない。

3 市は、市民参加の方法の調査及び研究に努めなければならない。

4 市は、市民が市民参加の意義について理解を深めることができるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりにおける自らの果たすべき責任及び役割を自覚し、市民参加をするよう努めなければならない。

2 市民は、特定の個人又は団体の利益ではなく、旭川市全体の利益を考慮することを基本として、市民参加をするよう努めなければならない。

第2章 市民参加の内容

(市民参加の対象)

第6条 市の機関は、次に掲げる施策を実施しようとする場合は、市民参加を求めなければならない。

(1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

(2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を求めないものとする。

(1) 定型的又は経常的に行うもの

(2) 軽易なもの

(3) 緊急に行わなければならないもの

(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの

(5) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

3 市の機関は、第1項の規定にかかわらず、市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。以下「市税等に関するもの」という)

は、市民参加を求めないことができる。

- 4 市の機関は、第1項各号に掲げる施策以外の施策（第2項各号のいずれかに該当するものを除く。）にあっても、市民参加を求めることができる。
- 5 市の機関は、市民参加を求めなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、これを当該市民に回答しなければならない。

（市民参加の時期）

第7条 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策の決定前（議会の議決を要するものにあつては、議会提案前）のできるだけ早い時期から市民参加を求めるよう努めなければならない。

（市民参加の方法）

- 第8条 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策にふさわしい方法により市民参加を求めなければならない。
- 2 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、広く市民の参加を得るよう努めなければならない。
 - 3 市の機関は、高度な専門性を有する施策にあつては当該施策に関し深い知識を有する市民の参加を、地域性を有する施策にあつては当該施策の対象となる市民の参加を得るよう努めなければならない。

（情報の公表）

第9条 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策に関する情報を積極的に公表しなければならない。ただし、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）を除くものとする。

（市民参加の結果の取扱い）

- 第10条 市の機関は、市民参加を求めた場合は、市民からの意見又は提案を考慮しなければならない。
- 2 市の機関は、前項の規定により考慮した結果を、速やかに、当該市民に回答しなければならない。ただし、当該市民が特定できない場合その他市民参加の方法若しくは性質により回答することが困難な場合、又は次項本文の規定による公表により当該市民への回答に代えることが適当であると認められる場合は、この限りでない。
 - 3 市の機関は、第1項の規定により考慮した結果を公表しなければならない。ただし、旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）を除くものとする。
 - 4 市の機関は、自発的な市民参加があつた場合は、市民からの意見又は提案の内容がこの条例の趣旨に沿うと認められるものについては、第1項及び第2項の規定に準じた扱いをするよう努めなければならない。

(意見提出手続)

第11条 市の機関は、第6条第1項各号に掲げる施策については、意見提出手続を行うものとする。ただし、高度な専門性を有する施策若しくは地域性を有する施策等であって、当該施策の内容に応じ他の市民参加の方法を用いることが適当であると認められる場合、又は市税等に関するものであって、市民参加を求める場合は、意見提出手続を行わないことができる。

2 次の各号に掲げるものは、意見提出手続において、意見を提出することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、意見提出手続に係る事案に利害関係を有するもの

3 前2項の意見提出手続の実施に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

(附属機関の委員)

第12条 市の機関は、附属機関(地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関をいう。以下同じ。)の委員を任命し、又は委嘱しようとするときは、当該附属機関の委員の男女比率及び年齢構成並びに委員の在期数及び他の附属機関の委員との兼職状況等に配慮するとともに、全部又は一部の委員を公募により選考しなければならない。ただし、法令の規定により委員の構成が定められている場合、又は専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う附属機関であって、公募に適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の公募の実施に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

(附属機関の会議の公開等)

第13条 附属機関の会議は、これを公開するものとする。ただし、審議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項(同条各号に掲げる事項を除く。)のいずれかに該当するおそれがあると附属機関が認める場合を除くものとする。

2 附属機関は、前項本文の規定により会議を公開した場合は、会議終了後、速やかに、会議の記録を公表するものとする。ただし、旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項(同条各号に掲げる事項を除く。)を除くものとする。

3 会議の公開及び会議の記録の公表の実施に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

第3章 市民投票

(市民投票の実施)

第14条 市長は、市の存立に係る重要な事項であって、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 市民投票に付すべき事項並びに市民投票の期日、資格者、方式、成立要件及び結果の取扱いその他市民投票の実施に関し必要な事項については、別に条例で定める。

第4章 市民参加推進会議

(設置)

第15条 本市の市民参加に関する基本的事項を調査審議させるため、旭川市市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第16条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市民参加の推進状況に対する総合的評価
- (2) 市民参加の方法の研究及び改善
- (3) この条例の見直しに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民参加に関する基本的事項

2 推進会議は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第17条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市長が適当と認めた者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者

2 前項第3号に掲げる委員の数は、委員総数の5割以上となるよう努めるものとする。

3 委員総数に対する男性比率及び女性比率は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第18条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第20条 推進会議の庶務は、市民生活部において処理する。

(会長への委任)

第21条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成15年4月規則第27号で、同15年4月1日から施行)

2 この条例の施行の際現に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、時間的な制約がある場合その他正当な理由により市民参加を求めることが困難な場合については、第2章の規定は、適用しない。

(経過措置)

(制度の検討)

3 市は、この条例の施行後、3年を超えない範囲内において、この条例の運用状況及び市民参加推進施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成17年3月24日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則(平成19年12月18日条例第44号)

(施行期日)

この条例の施行期日は、規則で定める。

横須賀市市民パブリック・コメント手続条例

平成 13 年 9 月 20 日

条例第 31 号

横須賀市市民パブリック・コメント手続条例をここに公布する。

横須賀市市民パブリック・コメント手続条例

(目的)

第 1 条 この条例は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画の促進を図り、もって公正で民主的な一層開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(パブリック・コメント手続)

第 2 条 市の基本的な政策等の策定に当たり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、市民等から提出された意見等の概要及び市民等から提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をパブリック・コメント手続という。

(定義)

第 3 条 この条例において「実施機関」とは、市長、上下水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この条例において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

3 この条例において「法令」とは、法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、神奈川県条例、神奈川県の執行機関の規則(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程を含む。以下同じ。)、本市の条例、本市の執行機関の規則及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 10 条に規定する企業管理規程をいう。

(平 15 条例 58・平 19 条例 4・一部改正)

(対象)

第 4 条 パブリック・コメント手続の対象となる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

- ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)
- (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則又は指導要綱その他の行政指導指針の制定又は改廃
 - (3) 審査基準(申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。)の制定又は改廃
 - (4) 処分基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。)の制定又は改廃
 - (5) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
 - (6) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定
 - (7) 条例中に当該条例の施行後一定期間を経過した時点で条例の見直しを行う旨を規定している場合において、見直しを行った結果、条例を改正しないこととする決定
(平 19 条例 4・一部改正)

(適用除外)

第 5 条 次に掲げる場合は、本条例の規定を適用しない。ただし、第 1 号から第 6 号までに該当する場合は、その理由を次条第 3 項の規定により公表するものとする。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの
 - (2) 国又は他の自治体の政策等と同一の政策等を定める必要があるもの
 - (3) 特に専門的な知識を要するもの
 - (4) 法令の改正又は廃止に伴う条、項等の移動、用語の整備等の軽微な改正
 - (5) 条例の改正のうち第 4 条第 1 号に掲げる内容を含まないもの
 - (6) 規則又は行政指導指針の改正のうち第 4 条第 2 号に掲げる内容を含まないもの
 - (7) 地方自治法第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会提出するもの
- 2 前項第 1 号に該当し、パブリック・コメント手続を実施しない場合は、政策等の実施後に市民等の意見を聴くよう努めるものとする。
 - 3 第 1 項第 3 号に該当し、パブリック・コメント手続を実施しない場合は、当該専門的知識を有する者の意見を聴くよう努めるものとする。
(平 19 条例 4・全改)

(政策等の案の公表等)

第 6 条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。
 - (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
 - (2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
 - (3) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料
- 3 前 2 項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配付、インターネットを利用した閲覧の方法等により行うものとする。

- 4 実施機関は、第 2 項各号に掲げる資料に対して、市民等から資料の追加を求められた場合において必要と認めるときは、速やかに当該資料を補正し、又は追加資料を作成するものとする。

(予告)

第 7 条 実施機関は、前条の規定により政策等の案及び同条第 2 項各号に掲げる資料(以下「政策等の案等」という。)を公表する前に、次に掲げる事項を広報紙への掲載及びインターネットを利用した閲覧の方法等により、当該パブリック・コメント手続の実施を予告するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見等の提出期間
- (3) 政策等の案等の入手方法

(意見等の提出)

第 8 条 実施機関は、政策等の案等の公表の日から 20 日間以上の期間を設けて、政策等の案等についての意見等の提出を受けなければならない。この場合において、意見等の提出期間の満了の日は、前条の規定に基づく予告の日から 30 日以後としなければならない。

- 2 前項に規定する意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

- 3 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所、氏名その他規則で定める事項を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第 9 条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、[情報公開条例\(平成 13 年横須賀市条例第 4 号\)第 7 条](#)に規定する非公開情報に該当するものは除く。

- 3 [第 6 条第 3 項](#)の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(意思決定過程の特例)

第 10 条 実施機関は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、[第 6 条](#)から前条までの規定に準じた手続(以下「条例に準じた手続」という。)を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等の策定を行うときは、パブリック・コメント手続を行わないで政策等の策定の意思決

定をすることができる。

- 2 法令により、縦覧等の手続が義務づけられている政策等の策定にあつては、この条例と同等の効果を有すると認められる範囲内において、この条例の手続を行ったものとみなし、その他必要な手続のみを行うことで足りるものとする。

(構想又は検討の段階のパブリック・コメント手続)

第 11 条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く市民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、条例に準じた手続を行うよう努めるものとする。

(パブリック・コメント手続実施責任者)

第 12 条 実施機関は、パブリック・コメント手続の適正な実施を確保するため、パブリック・コメント手続実施責任者を置くものとする。

(一覧表の作成等)

第 13 条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により常時市民等に情報提供するものとする。

(行政手続審議会への報告)

第 14 条 市長は、毎年 1 回、各実施機関におけるパブリック・コメント手続の実施状況を取りまとめ、[行政手続条例\(平成 8 年横須賀市条例第 3 号\)第 38 条](#)に規定する行政手続審議会に報告するものとする。

(その他の事項)

第 15 条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例施行の日以降に実施される政策等の策定については、この条例の施行前であっても、条例に準じた手続を実施するよう努めるものとする。

(見直し規定)

- 3 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第 1 条に規定する目的の達成状況を評価した上で、この条例施行の日以後 5 年以内に見直しを行うものとする。

附 則(平成 15 年 12 月 22 日条例第 58 号)抄

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日条例第 4 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 行政運営の基本理念（第2条）

第3章 行政運営の基本原則

第1節 情報公開と道民参加の推進（第3条 第6条）

第2節 総合的、効果的かつ効率的な政策の推進（第7条 第12条）

第3節 道民の権利利益の保護（第13条 第15条）

第4節 道民との協働（第16条）

第5節 市町村等との連携協力（第17条 第19条）

第4章 知事及び職員の責務等（第20条 第22条）

附則

国際化をはじめ、少子高齢化の進行や高度情報化の進展、環境重視型社会への移行など北海道を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、また、社会の成熟化に伴い、道民の価値観も多様化している。

こうした中で、道内では、多くの人々が、各地域の多様な特性を生かした産業の新たな展開に向けて、あるいは、福祉、環境、教育など様々な分野における公共的な課題の解決に向けて、積極的な活動を繰り広げている。

地方分権が進展する今日、この北海道において、地方自治を更に発展させて、地域のことは地域の責任の下に決定する分権型社会を実現し、個性豊かで活力ある地域社会を築いていくためには、地域づくりの主体である道民と道及び市町村がそれぞれの役割と責任を果たし、互いに連携を深めることによって、共に新しい時代の進路を拓(ひら)いていくことが求められている。

こうした観点から、道政の推進に当たっては、道民と情報を共有し、道民が道政に参加する機会を拡大するとともに、公共的な分野における道民との協働を進め、更に市町村との連携協力を深めていかなければならない。

道では、これまで、道政改革を進め、情報公開や政策評価などの行政運営に関する制度を整備してきたが、今後とも、このような取組を更に進めるとともに、様々な制度を相互に連動させることにより、本道の実情に即した質の高い政策を展開し、多様化する課題や道民のニーズに対応していかなければならない。

このような考え方に立って、道政運営の全般にわたる指針として、基本となる理念及び原則を明らかにすることにより、新しい時代に対応した道政運営を確立し、道民及び市町村と一体となって、活力に満ち、ゆとりと豊かさを実感できる北海道を築いていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、道の行政運営に関し、基本的な理念及び原則を定め、並びに知事及び職員の責務等を明らかにすることにより、地方分権の進展に対応した主体的な道政運営を確立するとともに、道民の信頼にこたえる道政を実現し、もって道民の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2章 行政運営の基本理念

第2条 道(議会を除く。以下同じ。)は、道政が道民の信託に基づくものであるという認識の下に、次に掲げる事項を基本として、行政運営を行うとともに、不断にその改革を推進しなければならない。

- (1) 道政の諸活動の公開性を高め、道政に対する道民の理解を促進するとともに、道政への道民の参加を推進すること。
- (2) 北海道の将来を展望し、地域の実情に即した政策を総合的、効果的かつ効率的に推進すること。
- (3) 行政手続に関し公正の確保と透明性の向上を図ることにより、道民の権利利益を保護すること。

2 道は、公共的な課題を自ら解決しようとする道民の自主的かつ自発的な活動を尊重し、道民との協働による地域社会づくりを進めなければならない。

3 道は、道民に最も身近な行政を担い、地域における政策を総合的に推進する市町村の役割の重要性にかんがみ、行政運営に当たっては、市町村との対等な関係の下に、市町村と連携協力を図らなければならない。

第3章 行政運営の基本原則

第1節 情報公開と道民参加の推進

(情報の公開)

第3条 道は、道政の諸活動について、その公開性を高め、道民に説明する責任を果たすため、公文書の開示を適正に行うとともに、道政に関する情報(政策の形成過程にあるものを含む。次項において同じ。)の積極的な提供に努めなければならない。

2 道は、道政に関する情報を道民に分かりやすく提供するとともに、道民が迅速かつ容易に道政に関する情報を得られるよう多様な媒体の活用等に努めなければならない。

(道民の参加)

第4条 道は、政策の形成過程において、道民の意向を的確に把握し、これを政策に反映するため、道民が参加する機会の拡大に努めなければならない。

2 道は、公聴会等の道民参加の機会を設ける場合には、特定の地域に偏ることのないよう配慮しなければならない。

3 道は、行政運営及び政策の基本的な方針その他の重要な事項を定める計画及び条例の立案に当たっては、その案の内容その他必要な情報を公表し、道民の意見を求めるとともに、その意見に対する道の考え方を公表しなければならない。

4 道は、道民生活にかかわる道政上の重要な課題に関し、広く道民の意思を直接問う必要

があると認めるときは、当該課題に関し、別に条例で定めるところにより、道民による投票を行うことができる。

(附属機関等の委員の公募等)

第 5 条 道は、附属機関等の委員を任命する場合には、その設置の目的等に応じ当該委員を公募し、これに応じた者からも任命するよう努めなければならない。

2 道は、附属機関等の会議を原則として公開しなければならない。

(意見、提言等への対応)

第 6 条 道は、道政に関する道民の意見、提言等を尊重し、これを行政運営に反映するよう努めるものとする。

第 2 節 総合的、効果的かつ効率的な政策の推進

(総合計画の策定等)

第 7 条 道は、長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示す計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 道は、総合計画の策定に当たっては、道民及び市町村の意向を反映するため、道民及び市町村の参加機会を確保しなければならない。

3 道は、総合計画の基本的な方向に沿って、効果的かつ効率的に政策を推進するとともに、その推進状況を定期的に公表しなければならない。

4 道は、特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画については、総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定し、及び推進しなければならない。

(政策評価の実施等)

第 8 条 道は、効果的かつ効率的に行政を推進するとともに、道政に関し道民に説明する責任を果たすため、政策評価を実施し、これに関する情報を道民に公表しなければならない。

2 道は、政策評価に関する道民の意見を政策評価に適切に反映させるよう努めるものとする。

3 道は、政策評価の結果を予算編成、組織及び機構の整備並びに総合計画の推進管理等に反映させるものとする。

(財政運営等)

第 9 条 道は、中長期的な展望に立って、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。

2 道は、毎年度の予算及び決算その他財政に関する事項を、道民に分かりやすく公表しなければならない。

(執行体制の整備)

第 10 条 道は、社会経済情勢の変化及び多様化する課題に的確に対応するため、組織及び機構の不断の見直し、民間能力の活用等により効果的で効率的な執行体制を整備しなけれ

ばならない。

(外部監査人の監査)

第11条 道は、効果的で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十第一項に規定する外部監査人をいう。)が実施する財務に関する事務等に関する監査の結果等を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。

(法令の解釈等)

第12条 道は、地方自治の本旨及びこの条例の趣旨に基づいて、法令を解釈し、運用するものとする。

2 道は、行政運営に関する基本的な制度及び政策の推進に関する基本的な事項について、条例化に向けた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3節 道民の権利利益の保護

(許可等の処分等に関する手続)

第13条 道は、条例等に基づく許可等の処分及び届出並びに行政指導に関する手続に関し、許可等の審査に関する基準、申請から処分までに要すべき標準的な期間等の共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

(苦情の審査等)

第14条 道は、その業務執行に関する道民からの苦情に対し、中立的な立場にある者による審査等が行われた場合には、その結果を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第15条 道は、個人に関する情報の保護を図るため、個人に関する情報の収集、利用、提供、管理その他の取扱いを適正に行わなければならない。

第4節 道民との協働

第16条 道は、道民との適切な役割分担の下に、様々な分野における公共的な課題の解決を図るため、道民との協働を積極的に進めなければならない。

2 道は、道民との協働を推進するための環境の整備に努めなければならない。

第5節 市町村等との連携協力

(市町村との連携協力)

第17条 道は、地域の実情に即した政策を推進するため、市町村と適切に役割を分担し、連携協力しなければならない。

2 道は、市町村にかかわる重要な課題に関する政策の形成過程において、関係する市町村の意見を求め、これを政策に反映するよう努めなければならない。

(都府県等との連携協力)

第 18 条 道は、相互に共通する政策課題を解決するため、他の都府県等との連携協力を努めるものとする。

(国への協力要請及び意見等の提出)

第 19 条 道は、本道の特性並びに道民及び市町村の意向を踏まえた政策を効果的に推進するため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとする。

第 4 章 知事及び職員の責務等

(知事の責務)

第 20 条 知事は、第 2 章に定める基本理念及び前章に定める基本原則に基づき道政を推進する責務を有する。

(職員の責務)

第 21 条 職員は、第 2 章に定める基本理念及び前章に定める基本原則に基づき職務を遂行する責務を有する。

(職員の育成等)

第 22 条 知事等任命権者は、本道の課題に的確に対応した政策を推進するため、職員の育成を図らなければならない。

2 職員は、政策の立案及び遂行に関する能力の向上に努めなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 知事は、この条例の施行後三年を経過した場合において、道政運営の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。